



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト
代表者名 代表取締役社長 西山 勝晃
(コード番号 3347 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 高森 弘
(TEL. 052-219-9058)
<http://www.trust-ltd.co.jp>

内部統制システムの構築に関する基本方針等に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針等について決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 概要

会社法第 362 条 5 項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」

本決議は、会社法第 362 条 5 項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則 100 条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は、各条項に定める担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、且つ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ②職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③前 2 項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的にと取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査委員会を設置しているが、監査部門担当取締役である取締役管理部長が同委員長として、その事務を管掌する。
- ②内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なき

よう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

- ③内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。
- ④内部監査委員会の活動を円滑にするために、リスク管理規程、関連する個別規程（与信規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。
- ⑤内部監査委員長は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- ②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとりものとする。
- ③日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

（５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、取締役管理部長を責任役員として、その責任のもと、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- ②万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が管理部担当役員を通じ、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ③担当役員は、コンプライアンス・マニュアルに従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口等の設置等、さらなる周知徹底を図る。

（６）株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の適切な経営管理を行い、リスク情報の有無を監査する。
- ②内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。

③当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査委員会は、子会社のこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、使用人を配置することとする。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(10) その他の監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役を責任者として、内部監査委員長及び各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。
- ②同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

以 上